

令和6年度社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、関係法令等に照らし法人運営等の適否を具体的に検討することにより、適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査事項

監査事項は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の別紙「指導監査ガイドライン」に従う。

3 一般監査及び特別監査

(1) 一般監査

ア 対象法人及び実施時期

別府市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年別府市告示第96号）第5条の規定により、別府市長が所轄庁となる35法人のうち13法人を対象とし、令和6年9月から令和7年3月にかけて順次実施する。

イ 一般監査の通知及び資料の提出

対象法人に対して一般監査実施日の1か月前までに通知するものとし、併せて一般監査実施日のおおむね14日前までに資料の提出を求める。

ウ 一般監査の実施場所

法人の事務所等の実地で実施する。

エ 指導監査の結果の処理

(ア) 指導監査の結果の講評は、当該法人の理事長、監事及び関係職員の出席を求めて行う。

(イ) 是正又は改善を要する事項については、その内容及び具体的改善方法等を当該法人の理事長に速やかに文書で通知し、原則として1か月以内の期限を付して、是正又は改善の状況の報告を求める。

上記報告については、関係書類等に基づき点検するとともに、必要に応じて改善状況の確認調査を行う。

(2) 特別監査

正当な理由なく前号の一般監査を拒否した法人又は運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施し、重大な問題等の改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

4 一般監査の重点事項

(1) 法人運営

ア 定款

(ア) 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。

イ 評議員・評議員会

(ア) 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

(イ) 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。

(ウ) 評議員会の招集が適正に行われているか。

(エ) 決議が適正に行われているか。

(オ) 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

(カ) 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。

ウ 理事

(ア) 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。

(イ) 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。

エ 監事

(ア) 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。

(イ) 監事となることができない者が選任されていないか。

オ 理事会

(ア) 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。

(イ) 理事への権限の委任は適切に行われているか。

(ウ) 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

(エ) 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。

(2) 管理

ア 会計管理

(ア) 経理規程を制定しているか。

(イ) 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。

(ウ) 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

(エ) 注記が法令に基づき適正に作成されているか。

(オ) 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。

イ その他

(ア) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。

(イ) 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。

(3) 前回の指導監査の指摘事項の是正改善状況の確認